

技能検定受検手数料

本項及び裏面フローチャートを参考に受検手数料をご確認いただき、過不足なく納付してください。

1 受検手数料の標準額

受検手数料の標準額は下記のとおりです。(※消費税非課税)

なお、下記「2 減額措置の対象となる者」に該当する者は実技受検手数料の減額が適用されます。

等級	実技・学科とも受検	実技のみ受検	学科のみ受検
全等級	21,300 円	18,200 円	3,100 円

2 減額措置の対象となる者

ア. 学生等に対する実技受検手数料の減額措置

- ・ **3 級の実技試験**を受検する **学生等**について実技受検手数料が **6,100 円減額**されます。

※フローチャート内 「学割」

※「学生等」とは以下のいずれかに該当する者を指します。

- ・ 公共職業能力開発施設において職業訓練を受けている者
- ・ 職業訓練施設において認定職業訓練を受けている者(現に雇用されている者を除く。)
- ・ 職業能力開発総合大学校に在学する者
- ・ 学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校、専修学校等に在学する者

イ. 若年者に対する実技受検手数料の減免措置

- (1) **3 級の実技試験**を受検する者で、**下記の要件①②③を全て満たす者**について

実技受検手数料が **9,000 円減額**されます。

※フローチャート内 「減額(在職)」

- (2) **3 級の実技試験**を受検する者で、(1) に該当せず、**下記の要件①②を全て満たす者**について

実技受検手数料が **4,500 円減額**されます。

※フローチャート内 「減額(若年)」

【イ. 若年者に対する実技受検手数料の減額措置の適用要件】

- ① **23 歳未満**の者(2024 年 4 月 1 日時点)
- ② 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者
- ③ **在職者**(受検申請日において、雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者である者)

- 注)・減額対象者の該当・非該当については、原則、受検申請書の記載内容により確認します。記載内容による確認が困難な場合は、お電話による確認及び関係書類(在学証明書、雇用保険被保険者証の写し等)の提出を求める場合があります。
- ・アとイ(2)を同時に満たす場合は両方の減額が適用され、10,600 円の減額を受けることができます。
 - ・外国人技能実習制度にかかる試験は対象となりません。

技能五輪福岡県大会参加手数料

1 参加手数料の額

受検手数料の額は下記のとおりです。(※消費税非課税)

競技職種	参加手数料
全て	18,200 円

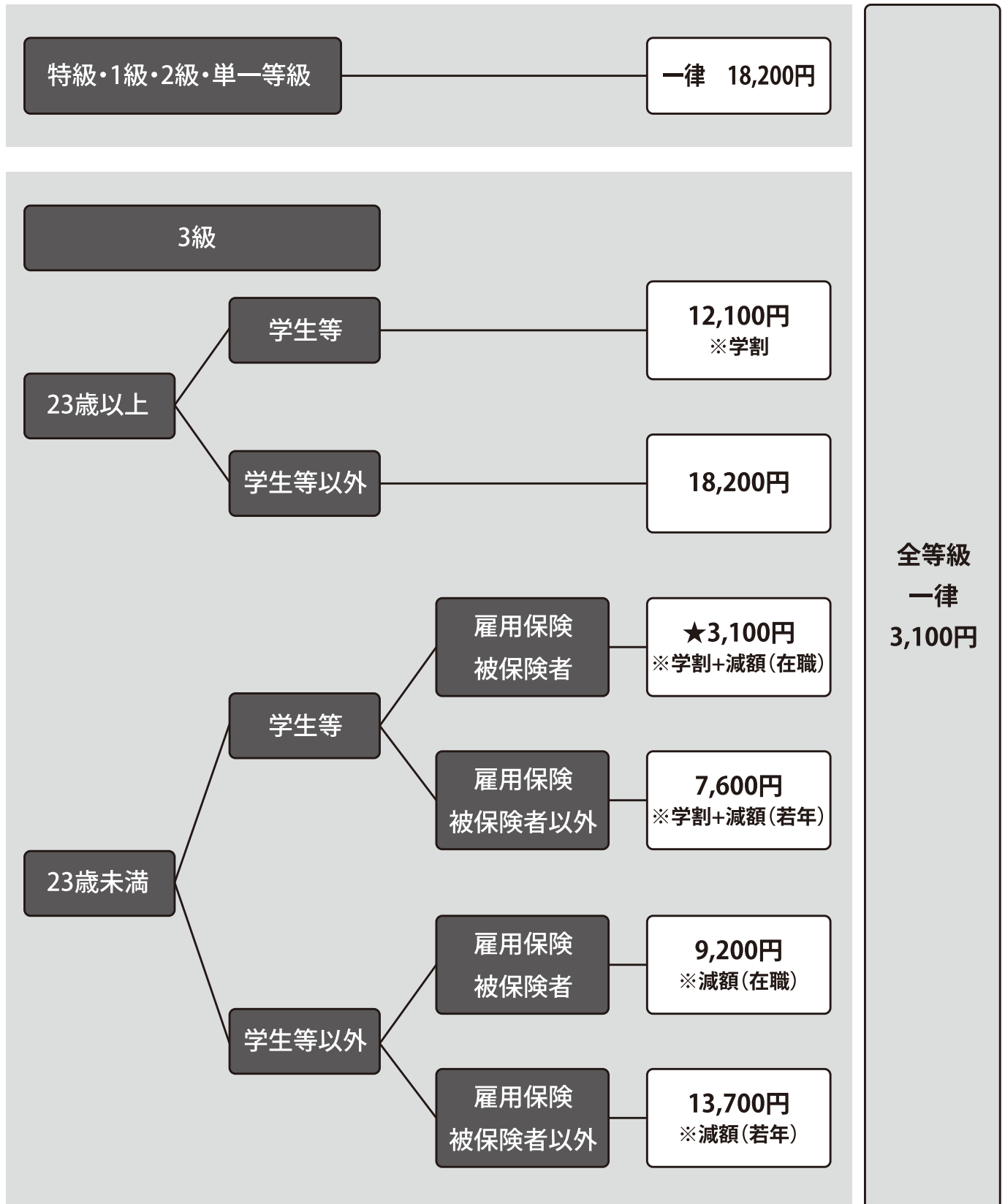
★技能検定受検手数料フローチャート

※年齢は 2024 年 4 月 1 日時点

※減額措置の適用額 【学割】6,100 円、【減額(在職)】9,000 円、【減額(若年)】4,500 円

〈実技手数料〉

〈学科手数料〉



★認定職業訓練校の訓練生は減額(在職)のみ適用 9,200 円